

## 「がんばろう湯沢」 飲食・商品券発行事業 概要

### ・ 目的

町内に店舗をもつ事業者の経営継続支援と町民の生活支援

### ・ 額面と配布数

飲食店での飲食のみに利用できる**飲食券**（額面 500 円× 7 枚）と全ての取扱店舗で利用できる**商品券**（500 円× 3 枚）の合計 5,000 円分をセットにして、一人 1 セット、世帯ごとに全町民に配布します。

### ・ 券の種類と使える店舗

飲食券：湯沢町内の飲食店での飲食代金の支払い

（例：レストラン、カフェ、居酒屋、スナック等）

商品券：上記に加え湯沢町内の店舗での物品の購入、サービス料の支払い等

（例：食料品購入代、飲料品購入代、宿泊代、洋服購入代、スポーツ用品購入代、写真撮影費用、マッサージ料、温泉入浴料、ガソリン代、レジャー施設利用料等）

※使用期限は 3 か月となります（令和 2 年 9 月 30 日まで）。

### ・ 取扱店となれる方

①湯沢町内に店舗をもつ事業者であること（町外在住の個人事業主や本店所在地が町外にある法人でも、湯沢町内に店舗があれば可）。

②令和 2 年 10 月 29 日までに換金請求すること。

③新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策のために必要な措置を講じていること。

**※飲食券は、取扱店として決定した飲食店のみ取り扱うことができます。商品券は、取扱店として決定したすべての店舗で取り扱うことができます。**

※町内店舗であれば、町外在住の個人事業主及び町外に本店所在地がある法人でも構いません。

※業種は問いませんが、公序良俗に反すると認められる場合は対象外とします。

※飲食・商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定することは禁止とします。

※飲食券の取扱店となれるのは、食品営業許可をもつ事業者が経営する店舗であって、「湯沢町宿泊施設支援事業」の支援を受ける（受けた）宿泊施設は対象外です。